

使用料改正に伴う変更点

令和2年3月31までの使用料徴収の対象者は、走路使用者のみとなっております。

令和2年4月1日からは、施設使用料として定め、

- ・ 走路及び走路内広場（競技者）
- ・ 管理棟（会議室、格納庫（トレーニング））

を、施設使用料の対象とさせていただきます。

なお、上記施設を複数利用する場合は、1件の使用料徴収とします。

利用者の皆様にはご負担をおかけしますが、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。